

岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センターは、
成年後見制度についてご相談をお受けします。

岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センターでは、成年後見制度についての相談、助言、情報提供、申し立て手続き支援などを行います。また、法人後見事業や市民後見人の養成、日常生活自立支援事業を行い、「地域で安心して暮らすこと」をお手伝いする相談窓口です。

● 成年後見制度利用支援

成年後見制度について相談支援、成年後見制度の申し立て手続き支援を行います。また、権利擁護に関する研修会等を開催します。

● 法人後見事業

岸和田市社協が法人として、成年後見人等に就任し、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方を支援します。

●市民後見人養成およびサポート

市民後見人の養成講座の開催、市民後見人活動のサポートを行います。

※市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人として選任され、地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支援するため、後見活動を行っていくボランティアの市民活動です。

●日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方で支援が必要な方に、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、通帳等の保管サービスを行います。事業の利用には、ご本人との契約が必要です。

相談は無料です



社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター

〒596-0076
岸和田市野田町1-5-5
(市立福祉総合センター内)
TEL 072-439-8241
FAX 072-431-1500
受付時間 9:00~17:30
(土・日・祝・年末・年始を除く)

岸和田市社会福祉協議会 権利擁護センター

成年後見制度をご存じですか？

あなたの権利や財産を守るために、身近のしくみです。

一人暮らしをしている母が
ふとんや着物を購入している。
最近、認知症の症状も見られるし
騙されているのではないか?



私は妻に先立たれ、今は一人で暮らしている。
子どももいないので、
自分が認知症になった時は
誰が面倒みてくれるのだろう?



私の息子は生まれた時から
重度の知的障がいを持っている。
私が亡くなった後、
息子の生活が心配です。



成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方々の財産管理や、施設入所契約等の法律行為を本人に代わって、成年後見人等が行い、本人を保護、支援する制度です。

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を対象に、財産管理や生活に関する契約を成年後見人等が行い、本人を支援します。

本人の判断能力の程度により、次の3つの類型に分けられます。

法定後見一覧表

類型	後見	保佐	補助
判断能力	ほとんど判断することができない	著しく不十分	不十分
鑑定	原則、必要		原則、診断書で可
申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長、など		
同意権・取消権の範囲	すべての法律行為 (日常生活に関する事は除く)	民法13条1項に定める行為	民法13条1項に定める行為の一部
本人の同意	不要		必要
代理権の範囲	すべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	
本人の同意	不要		必要

同意権、取消権………成年後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消すことができます。ただし、本人が行った日常的な買い物などは取消されることはありません。

代理権……………成年後見人等が本人に代わって法律行為を行うことができます。

任意後見制度

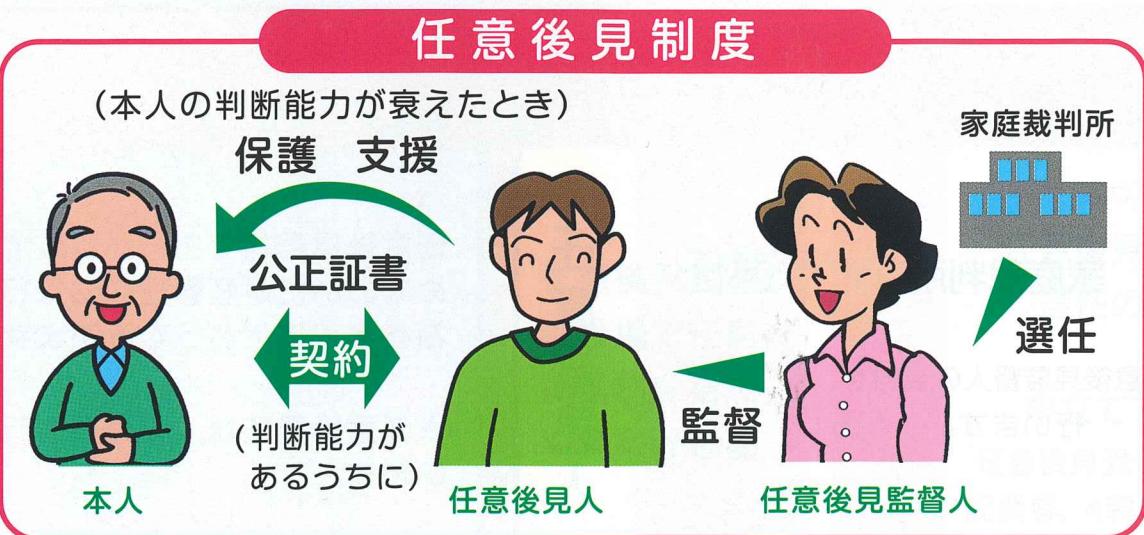
自分の判断能力が低下した時に備えて、「支援をしてもらいたいこと」と「支援をお願いする人」（任意後見人）をあらかじめ「契約」で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下し、家庭裁判所により、任意後見監督人が選ばれると任意後見人の仕事が始まります。

任意後見制度のポイント

ご本人と任意後見人が「支援をしてもらいたいこと」を話し合って、契約内容が決まります。任意後見人にどんなことをしてもらいたいのか、十分に話し合うことが大切です。

任意後見契約は、公証役場で公証人が作成します。（公正証書の作成）。契約の内容は、公証人によって法務局に登記されます。

任意後見契約を締結しただけでは、任意後見人の効力は発生しません。判断能力の低下がみられた時点で、家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人を選任します。任意後見監督人が選定されて、任意後見契約の効力が発生します。



成年後見制度 申立～選任まで

判断能力

自分ではほとんど判断できない。

判断能力が著しく不十分である。

判断能力が不十分である。

法定後見制度

後見

保佐

補助

代理権を付与するには本人の同意が必要

申立てには本人の同意が必要

申立て

申立先
家庭裁判所

申立者

本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等

必要なもの

申立書、戸籍謄本、住民票、診断書、収入印紙、郵便切手等

費用

申立手数料
登記手数料
通信費

鑑定費：必要があれば

家庭裁判所

審判手続き

調査

鑑定

(必要あれば)

審問

(家事裁判官が、本人に意思などを尋ねます)

審判

(約2ヶ月～)

選任

成年後見人

日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。

保佐人

申立て時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行います。重要な法律行為に同意したり、取消したりします。

補助人

申立て時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行います。申立て時に選んだ重要な法律行為に同意したり、取消したりします。

選任

任意後見人

任意後見契約であらかじめ定めておいた財産管理や法律行為を本人に代わって行います。

※任意後見監督人の選任を行います。

将来、自分の判断能力が衰えた時が不安で、いざという時に財産管理や施設の契約などを信頼できる人に頼んでおきたい。

任意後見制度

任意後見人と公証役場で任意後見契約を結ぶ。
※費用が必要

※判断能力が低下したら
任意後見監督人の選任の申立て
申立てできる人
任意後見受任者、本人、配偶者、4親等以内の親族

家庭裁判所

任意後見監督人の審判を行います。